

○日 時 平成31年 3月 8日 午前 9時26分～午後 2時14分

○場 所 議 場

○出席委員

3番	吉 嶺 周 作	委員長	6番	俵積田 義 信	副委員長
2番	永 野 慶一郎	委 員	4番	城 森 史 明	委 員
5番	吉 松 幸 夫	委 員	7番	清 水 和 弘	委 員
8番	禰 占 通 男	委 員	9番	沖 園 強	委 員
10番	茅 野 勲	委 員	11番	下 竹 芳 郎	委 員
12番	豊 留 榮 子	委 員	13番	立 石 幸 徳	委 員
14番	中 原 重 信	委 員	議長	新屋敷 幸 隆	

【議 題】

- 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 1号 平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第 7号）
- 議案第 2号 平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 3号）
- 議案第 3号 平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 3号）
- 議案第 4号 平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4号）
- 議案第 5号 平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 3号）

【審査結果】

- 議案第44号 承認すべきもの（全会一致）
- 議案第 1号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
- 議案第 2号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
- 議案第 3号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
- 議案第 4号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
- 議案第 5号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時26分 開会

○議長（新屋敷幸隆） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に吉嶺周作委員、副委員長に俵積田義信委員を選出]

△議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

○委員長（吉嶺周作） 本委員会に付託された案件は、平成30年度補正予算5件、平成31年度当初予算7件、専決処分の承認1件の計13件であります。

本日は、平成30年度補正予算5件及び専決処分の承認1件について審査を行います。

まず、議案第44号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第44号専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、平成30年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたことから、議会の承認を求めるものです。

今回、専決処分いたしました歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,640万円を追加し、予算総額を120億8,080万円にしようとするもので、当初予算額より18.7%の伸びとなります。

補正予算の内容は、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴い、ふるさと応援基金積立金とふるさと納税返礼事業を増額するものです。

ふるさと応援寄附金の関係につきましては、12月議会の全員協議会において、年末に向けてさらに申込みが集中することが見込まれ、予算不足見込みとなった場合には専決処分に対応する旨、御報告いたしておりましたが、12月後半のふるさと応援寄附金の状況が予想を大幅に超える伸びを示し、12月末で寄附金収入見込累計額がふるさと応援寄附金の歳入予算を超え、返礼品経費に不足を生じる見込みとなったことから、緊急に補正を行う必要があったため、専決処分を行ったものです。

今回の補正財源につきましては、寄附金2億7,000万円、繰入金1,600万円、繰越金1,040万円の増で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○企画調整課長（東中川徹） 私から、ふるさと応援寄附の現在の状況について申し上げます。

さきの6番委員の一般質問において、2月末現在で7億5,700万円程度の寄附が寄せられていることについては御説明いたしました。

その後、3月に入りましてからもおとといですね、6日までの6日間で約800万円、累計で7億6,500万円を超える寄附が寄せられている状況で、今後、年度末までの推移によりましては、返礼事業など歳出予算にさらに不足を生じることも予想されます。その場合においては、本定例会の会期中に再度補正予算を編成いたしまして、最終本会議に追加提出ということをお願いしていきたいと考えております。あらかじめ議員の皆様方の御理解をお願いいたします。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○13番（立石幸徳） 今、企画課長の説明で年度内にもう一回、不足を生ずることも予想されるちゅうんですけれども、今現在は、不足にはなってはいないんですか。

○企画調整課長（東中川徹） ただいま申し上げましたように6日ですね、おとといまでで7億6,500万円で、寄附金の予算額としては、専決処分後で7億8,000万円と予想しております。そ

れが6日現在で7億6,500万円ということで、6日間で約800万ということでもありますので、案分して31日でした場合に3月分だけでも4,000万円程度が見込まれるのかなど。これは確実ということではございませんが、不足を生じましたらまた補正予算を提出したいと考えております。

○4番（城森史明） 今度、法律が改正されて、地元産品しか出せないということがあるんですが、その辺の定義ってというのはどうなってるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 地場産品と3割以下ということも示されておまして、その地場産品の考え方としては、総務省において、当該地方公共団体の区域内において生産された物品、または提供される役務、その他これらに類するものという定義づけをする方向となっております。

その他これに類するものとして考えられるものは、区域内において原材料の主要な部分を生産しており、加工等を区域外で行っているものでありますとか、原材料の生産、加工工程の一部を区域外で行ってはいるが、加工工程のうち主要な部分を区域内において行っているもの。

また、流通構造上、近隣の地域のものとの混在することが避けられない産品、当該地方公共団体のオリジナル製品といったものが今のところでは示されております。

○4番（城森史明） かんきつ類、野菜、農産物、農協出荷というのがあるんですが、その場合には南薩でとれた、南さつま市でもとれた部分がありますよね、それはさっき言われた混在物という形でよろしいわけですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 集荷場に集められるということで、それが混在しているということに該当すると考えております。

○4番（城森史明） 混在する分にはほかはどういうものがあるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 例えば、肉類でありますとか、地元の畜産業者が加工については、市外でしているといったものも考えられます。

○7番（清水和弘） 本市の場合も稚内から荒巻のシャケなんか届いてるわけなんですけど、これを加工してふるさと返礼品として扱うことは可能なんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 友好都市の地場産品を返礼品とすることはできないということは既に総務省から示されております。

ただ、議員からありますように、地場産品の組み合わせで新たな製品につきましては、総務省の示す地場産品の考え方が明確になって、またそれを実際に事業所でそういったものができれば可能かとは思いますが、今はそこまでしか申し上げられないところであります。

○4番（城森史明） 例えば、南さつまでつくられたかんきつ類、それは農協以外の個人商店を経由した場合はどうなるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 明らかにその生産者が市外ということであれば、該当しないということになるかと思えます。ただ、返礼事業者の中では、個人の方で果樹を返礼品として出している方もおられます。そういったものは当然、市内の方ですので問題はないと。

ただ、明らかに市外の方であれば、地場産品とはならないのではないかと考えております。

○8番（禰占通男） ふるさと返礼事業に登録されている、扱いになってる業種とその返礼品の種類は何種類ぐらいあるんですかね。

○企画調整課長（東中川徹） 協力事業者、それと返礼品については、随時追加となっておりますので、直近の部分で申し上げますと、協力事業所が23事業者、返礼品の数は261品となっております。

○8番（禰占通男） 全国的に返礼品を見ると、アルコール等、肉類、米なんかの産地はそれが結局大きなウエートを占めているんだけど、枕崎には肉というと枕崎牛があるんですけど、これは数が少ないということなんですかね。

そしてまた屠殺、解体も福岡のほうでやっているとということなんだけど、畜産で牛も相当、枕崎も数が多いと思うんだけど、そういった牛を使って、枕崎牛もあるけど、枕崎としてのブランド

の確立とか、そういう動きはないんですか、そういうことに取り組んでふるさと納税に活用しましょうとか、そういうのは。

○企画調整課長（東中川徹） 確かに枕崎には畜産もすごい大きなものがありますし、枕崎牛という枕崎の名前が入ったものもありますが、今現在で、ほかの動きは聞いてはおりません。

○8番（禰占通男） 何かそういった製品開発、総務省の地場産品でないといけないというところに今回なるんですけど、やはりそういった新しいものの開発というのもまた地域の産業の育成にもなると思うんですよね。

そして、新聞にも載ってたんですけど、枕崎茶の確立をしようって記事がありましたけど、お茶でも知覧茶じゃなくて枕崎でも茶として売り出そうというニュースもあったりするんですけど、やはりそういった新しいブランド品の開発を、このふるさと納税がいつまでこうして続くのかどうかというのもそれもわからないんですけど、その地域の産業を発展させるにはいい手段の一つだと思うので、各分野が寄り添って開発ということも私は必要だと思うんですよね。それに行政も携わってもらいたいなと思ってるんですけど。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第44号は、承認すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第44号は、承認すべきものと決定いたしました。

△議案第1号 平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

○委員長（吉嶺周作） 次に、議案第1号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第1号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,360万円を追加し、予算総額を121億7,440万円にしようとするもので、当初予算額より19.7%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、県単急傾斜地崩壊対策事業ほか2事業の追加と、浜の活力再生施設整備事業ほか3事業の変更によるものです。

債務負担行為の補正は、防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託と防災行政無線デジタル化整備工事の変更によるものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか9事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国民健康保険特別会計繰出金、施設型給付費、市立病院負担金、浜の活力再生施設整備事業、公共下水道事業特別会計繰出金などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、地方交付税8,733万9,000円、繰越金6,974万2,000円、市税5,198万3,000円、県支出金2,848万円、地方消費税交付金1,090万円、諸収入708万5,000円、寄附金ほか649万9,000円の増と繰入金8,931万2,000円、市債6,180万円、国庫支出金1,631万6,000円、配当割交付金100万円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○7番（清水和弘） 説明資料の3番目の地方路線バス関係補助についてなんですけど、552万6,000円の補正となった理由はどういうことなんでしょうか。

○企画調整課長（東中川徹） 地方バス路線関係補助ということで、3つございます。

まず、地方バス市内路線維持費補助の143万円につきましては、平成29年10月から平成30年9月までを補助対象期間とします金山道野線の赤字分を市が補助を行うものであります。

次の地方公共交通特別対策事業補助の412万4,000円については、平成29年10月から平成30年9月までを補助対象期間とします空港バスの赤字分を枕崎市、南さつま市、日置市、この3市で路線距離等に占める割合で補助を行うものであります。また、その2分の1については翌年度に県から補助金として交付されるものであります。

3つ目の地域間幹線系統確保維持費補助は、都道府県の協議会で生活交通ネットワーク計画に、その確保とか維持が必要であるとして掲載された路線ということで8路線ほどありますが、これは前年度を補助対象期間としていることから、平成30年度当初予算で32万8,000円、これは鹿児島・枕崎間の特急の部分が7万7,000円、あと伊集院から加世田経由の枕崎の路線が25万1,000円ということで、その8路線中2路線の部分を32万8,000円と見込み計上いたしておりましたが、実績に基づきまして、30万円の交付申請がございましたので、その部分を2万8,000円減額するものであります。それで3つ合わせて合計552万6,000円を増額するものでございます。

○7番（清水和弘） 金山道野線ですね、この利用者の状況はどうなってるんでしょうか。

○企画調整課長（東中川徹） 年間輸送人員ということで申し上げますと、平成28年度が7,898人、29年度が7,267人、30年度が7,108人、これは年度といいますか、その補助対象期間内の利用者数と輸送人員ということになります。

○7番（清水和弘） 人口減ということで減少傾向にあるんですけどね、これにかわる方法とか、この路線の補助を今後もずっと続けるという考えなんでしょうか。何かほかの対応は考えてないですか。

○企画調整課長（東中川徹） 金山道野線については、市民の生活にとって必要不可欠な路線ということで、その維持を図り、地域住民の福祉を確保したいということで補助を続けているわけでありまして。

ほかの方法ということでは所管ではありませんが、タクシー利用による助成を平成31年度から実施していきたいということで、当初予算にも所管課から予算を出しているところであります。

○7番（清水和弘） 地方公共交通特別……空港路線と言われましたけど、これの利用状況についてはどうなってるんでしょうか。

○企画調整課長（東中川徹） 先ほど申し上げました補助対象期間内の輸送人員ということで申し上げますが、平成28年度が4万2,384人、29年度が4万1,705人、30年度については4万0,306人ということで、若干減ってきている状況にあります。

○7番（清水和弘） 南さつまと枕崎、沿線の補助割合はどういうふうになってるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 補助割合については、管内の距離による距離割、あと管内の人口の人口割、停留所の数の停留所割というのがありまして、合計しますと枕崎が22%、日置市が24.5%、南さつま市が53.5%という割合になっております。

○13番（立石幸徳） 私は、歳入歳出、いっぱい関係があるもんですからね、要は12月議会での補正3号、あるいは補正4号で対応した小中学校の空調設置事業の関係ですね、これを整理をしたいんですが、まず、その全体事業費といいましょうか、工事請負費のほうがですね、設計の

ほうはもう発注して執行残みたいなものが出てるんでしょから、工事請負費で小学校が4号補正では9,872万6,000円、中学校が6,958万6,000円だったんですね。

今度これは繰越明許を見れば大体わかるんですけど、小学校のほうは2,900万ぐらい減、中学校のほうは3,400万円減っているような補助事業についてはですよ、あるんですけど、要は中学校の減のほうが大きいうちにこの予算書の中では見えるんですね。

そうしますと、4号補正で提案されたのは、いわゆる普通教室に限らず、特別教室、職員室等も含んだ中で予算計上でしたが、中学校のほうの減が大きいうちということは、その特別教室あるいは職員室、いわゆる中学校にかかわる面積が広いというふうに理解すればいいんですか。

なぜ、事業そのものは小学校のほうは3,000万近く大きいの、減は中学校が大きくなってるんですかね、この点を教えてください。

○教委総務課長（山口美津哉） 今、面積のところは見つけられないですけども、面積というよりも工事費トータルの設計の関係だと思います。普通教室以外の部分については、中学校も小学校もその他教室の中でも職員室部分については、面積的にはそんなに変わらないと思っております。

○13番（立石幸徳） ちょっとまだ納得しかねるんですけどね。例えば小中学校の教室の配置の比較、そういうものも当然、影響はするんでしょけど、再度言いますけど、4号補正で最初に空調設置事業を組んだのは、小学校の分が9,900万ですよ、工事請負費ですね。中学校のほうは6,900万で組んだわけですね。そして今度、対象の教室を見直したら、小学校は2,900万の減額、中学校は3,400万の減額ですね。中学校のほうが大きいわけですね、減額は。

この辺の、その4号補正との関連がちょっと理解できないんでお尋ねしてるんですけどね。今、課長が言われたその設計の、あるいはその学校の教室配置の関係なんかの影響しているということですか。

○教委総務課主幹兼庶務係長（豊留誠） 当初、私どもが概算として算定したものを12月議会に出して、今回、国の交付金の決定に伴いまして普通教室まで調整して減額をお願いしたところですよ。

各学校において電源施設等の場所と配置する1つのクーラーを設置する場所との距離等が学校それぞれ違います。そういうこともありまして、その学校の配置状況、それぞれ電源関係に係る金額とかが若干、小学校と中学校は単純に面積割という形では単価が違っております。

その辺もありますので、そのバランス、小学校の減と中学校の減を平たく考えて見た場合とは、若干違う形で数字が上がってきていると考えております。普通教室分の整備に従って設計の概算をしたところ、こういう結果になったと。

ちなみに、普通教室分の面積と考えれば、小中合わせて全体に対して、小学校の分が普通教室面積分でいくと62%、それに対して中学校は48%という構成比になっております。

そういうこともあって、面積整備で見ると56%程度になるという状況もありますけども、面積割で見ると小学校は6割、中学校は4割という面積配分になってますが、またその中の構成で最後繰り越しを定めた金額を調整したのは、その差というのは学校間の配置、配管の関係とかが若干違う影響で、小学校と中学校の差が出てきたと考えております。

○13番（立石幸徳） 個々の学校の配置、いろんな状況を積み上げてこういった結果になったということなんでしょけれども、もう一点ですね、この補助金の関係、国庫補助金ですけどね、これも若干理解できないような状況が出てるんですが、つまり4号補正ではですね、去年の。

小学校のほうは国庫補助金3,313万、4号では出していました。これ今度、1,286万1,000円ですか。減なんですよ、減額。そうじゃないですかね。間違っていたら教えてくださいんですけど。

それから中学校は、4号補正では2,335万6,000円、国庫補助金。今度の7号補正ではこれも1,268万9,000円、小中学校国庫補助金の減額といいましょかね、これは同額ぐらい。

なぜ4号では1,000万くらい開きがあるのに、国庫補助金の部分については同額になってくるんですかね。

○教委総務課主幹兼庶務係長（豊留誠） ただいま交付金の歳入減の状況についての考え方が問われているわけですが、基本的に交付金の今回の算定に当たりましては、まず整備費に係る交付金の算入のほかに、いわゆる実施設計業務委託の部分も算入されるというのがあります。

しかしながら、その交付金の算定に当たっては、その交付金の対象経費を丸々見られるわけではなくて、一定の限界がありまして、いわゆる整備面積1平米当たり2万2,300円という金額が定められております。

そういうこともありまして、最初の12月段階からの算出の方法、そして今回3月も上げたんですが、結果として工事費等が配分基礎額を上回ってしまうと。例えば1平米当たり2万2,300円に整備面積は普通教室の数と面積ですね、算出した場合の金額というのも満額ですね、算出されている結果になるわけです。

交付金の減についても、単純に言えば、整備面積の減に基づく減ということがありまして、今回、小学校、中学校ともに、先ほど言いましたように、普通教室数は全体面積の、ほかの教室を含めた当初計画の面積に対して45%程度落ちてますので、交付金の算定については、整備する工事、部屋の面積に応じて普通面積、普通教室分に係る面積を最大に掛けた金額ということで、満額で算出していますので、算出基礎となるものとの計算によって、今回、過不足が生じたものではなくて、あくまでもその整備面積に従った金額に応じて減になったと考えております。

○13番（立石幸徳） 国庫補助金も当然、今、説明があったように、個々の事情を積み上げてこういう結果になったんでしょうが、最後にこの財源の関係が、いわゆる今度の空調設置事業の臨時交付金、国庫補助金以外の部分を全て起債、充当を認めて、そのうち交付税措置が60%というのが空調設置事業の臨時交付金特例だったんですが、本市が過疎債を適用して、この起債部分も対応するというでなされているようなんですが、いわゆる臨時特例の起債、充当じゃなくて過疎債を適用した場合は、どの程度有利になってくるんですか。

それから、その過疎債適用というのは、この臨時特例からすると若干外れていくような気がするんですが、これは、国、あるいは県は、過疎債適用でもオーケーですよと、そういうことも容認されますよというその辺の状況について、ちょっと教えていただきたいんですよ。

○財政課長（佐藤祐司） 過疎債というのは全国で枠が決まっております。そして今回の国の一次補正、二次補正においても、過疎債自体が地方債計画の中で増額されたということとはございません。ですから、通常であれば、補正予算に伴う財源としましては、先ほどありましたように、学校教育施設整備事業債、特例のですね、それを活用するのが通常であろうかと思えます。

しかしながら、その学校教育施設整備事業債については、補助裏分は交付税措置60%、そして補助裏を超える分、単独分については交付税措置なしという事業債でありますので、それを活用するよりも過疎債が活用できるのであれば、過疎債を活用したほうが交付税措置70%ですので、市にとって有利である過疎債の二次要望にもあわせて要望を上げておりました。

そうしましたら、2月になりまして、要望が認められたということもありましたので、今回、地方債措置を12月補正で出しておりました学校教育施設整備事業債から過疎対策事業債に振りかえて、財源を措置いたしております。

先ほど申しましたように、学校教育整備事業債は、交付税措置60%、過疎債は70%ですので、市にとっては有利であるということによるものでございます。

どれほど違うかという点につきましては、12月補正の段階で、実質負担を申し上げますと、補助裏分については当然40%部分、そして単独分については100%ですので5,500万程度、実質負担ということでありました。

しかしながら、今回3月補正と31年度当初に振り分けて計上いたしております。その段階で

事業費自体が1,700万程度増加いたしておりますけれども、その分も含めまして、過疎債で対応するとした場合に、実質負担が4,200万程度。ですから、事業費としては1,700万程度上がっているにもかかわらず、実質負担としては5,500万程度から4,200万程度、1,300万減少するということで、より有利に事業を実施できるということでございます。

○13番（立石幸徳） 非常にありがたいことですが、最初、財政課長からあったように、過疎債というのはあくまでも枠があるんで、もう枠が全国で埋まったらこういうこともでき得ないんですけども、非常に幸運といえましょうか、よかったんじゃないかと思うんですね。

最後に、この空調設置でお聞きしたいのは、当初、本市が計画した職員室、あるいは特別教室ですね、ここらを今後、設計自体は職員室、特別教室も見込んだ形で設計がもうなされているんでしょうから、実際、そういった普通教室以外のところの事業、今後どういうふうにしていくのか、あるいは財源的なものも今、過疎債という非常に有利なものが今後も見込まれるのかですね、最後に特別教室、職員室あたりに対する空調設置をどう考えているのか、お尋ねしておきます。

○教委総務課長（山口美津哉） 普通教室以外のその他教室、職員室、事務室、主事室への設置、特別教室のパソコン室、図書室、保健室の更新、これは普通教室等含めて前回お話したとおり、国の事業にということで計画を上げておりました。そして、普通教室のみが国の補正予算のほうで採択と。交付決定を受けて今、取り組んでいるところです。

あと、その他普通教室を除く部分についても、引き続き計画を国に提出しておりますので、その国の交付決定というか内示が、4月以降出てくるだろうと思うんですが、今後の見込みとしては、決定されるのか今のところわかりませんが、それを受けることを前提に、当初予算にも予算計上しております。

スムーズに行きましたら設計はもう終わりますので、事業に取りかかっていくのは早ければ6月ぐらいになるかと思っておりますけれども、これも国の交付決定次第でまたどういった対応をとっていくのか、財政当局とも協議しながら単独でもしていくのかですね、やっていかないとけないと考えております。

○13番（立石幸徳） ぜひ、強気に働きかけてですね、普通教室以外も国のほうも認めるというような状況を我々も情報として聞かされておりますんでね、工事としては、普通教室のほかのところをばらばらにやるより、当然一緒にやったほうがロスも少ないわけですから、ぜひ一緒にやれるような感じでですね、頑張ってくださいたいと、これは要望をしておきます。

○8番（禰占通男） 説明資料の3条、管理業務の委託と整備工事の変更、これはどのように変更になったんですか。

○総務課長（本田親行） 防災行政無線の債務負担行為の補正の関係であろうかと思います。

防災行政無線につきましては、8月に工事、監理を9月に契約しております。2カ年度で実施しますので、契約金額が、事業費が固まったので、その年度割の変更を31年度に実施する部分も契約が実施したことで事業費も落としておりますし、年度割も変わったということで御理解いただきたいと思っております。

○8番（禰占通男） その年度割の変更ということですね。もろもろの経費の支払年度というか、割り振りが変更になったと。

○総務課長（本田親行） 30年度実施分と31年度に実施する部分が固まったということです。

○8番（禰占通男） あともう一点、このデジタルの無線整備局、33ページなんですけど、再免許申請が減額23万7,000円になってるんですけど、これも12月に予算化されてたんですけど、今回の補正で減額ということで、これは再免許申請は必要なかったから減額になったんですか。

○消防長（中原浩二） 委託料の再免許申請につきましては、当初、業者に委託するということが予算計上しておりましたけど、消防本部からも申請ができるということでございましたので、警防課で申請を行ったために委託料が不要になったということでございます。

○4番（城森史明） 29ページなのですが、農地費に変更がありましたよね。その農地費の変更について説明をお願いしたいのですが。

○農政課長（川崎満） これにつきましては、各県営事業の負担金の関係なのですが、まず畑地帯総合整備事業、これは南薩畑かんの県営施設の関係の畑かんの更新事業をやっているんですが、これが国の追加補正があった関係で増額になったところでもあります。335万円の増額ということで、県営農地整備事業、通作・畑網も山口地区のほうですが、これと農地整備事業、通作・保全これは枕崎一期と申しまして、広域農道のところを保全整備でやってるんですが、この事業もやはり事業費が確定して、この確定による減があったということで、通作・畑網のほうは212万5,000円、通作・保全のほうは824万5,000円それぞれ減があったということでございます。

○4番（城森史明） 具体的に事業の内容がどういうふうに変更になったんですか。事業の変更に伴って当然予算の変更があるわけですよね。具体的にそういう事業は、どういう事業をして、そういう変更になったのか。

○農政課長（川崎満） 事業内容につきまして、もう一回申し上げますと、県営畑地帯総合整備事業は南薩畑地かんの更新事業ということで、南薩畑かんの県営事業で造成した施設です。

特に給水施設があるわけですが、畑かんの中に。この給水施設が20年から40年ほどで経年劣化しておりまして、これのやりかえといいますか、補修工事をずっとやっております。

これを工事に取り組み、平成25年から34年の間に取り組みでるわけですが、この事業をずっと今、別府地区で行っているわけですが、これを工区に分けて現在行っております。

この部分の工事は、県が発注してるわけですが、この工事費が増になったということで、工事費がふえたということでもあります。

次に、県営農地整備事業、通作・畑網、山口地区でございますが、それについては、山口地区の農道整備ということで、農道の舗装等をやってるところでございます。

事業費の県の割り当てが変わりまして、7,000万円の事業費から6,000万に変わったわけですが、この市と地元を含めた負担金の変更になった分が、先ほど申し上げた額となります。

それともう一つ、通作・保全、枕崎一期ですが、これは先ほど申し上げました広域農道整備事業で整備した事業ですが、完了から20年以上経過いたしまして、道路の機能が低下しているということから、舗装等の保全対策を実施するところでございます。

この事業費が当初、1億程度の予算を今年度は見込んでいたんですが、6,120万円ということで市の負担分が21.25%ですが、この分が減った関係で減少になったということでございます。

○4番（城森史明） 給水施設と農道のことですが、これ農地費になってますよね。どういう意味なんですかね。農地っていったら農地に直接かかわるような基盤整備、水路なんかはわかりますよね。その農道もやっぱり農地費ということになるわけですか。

○農政課長（川崎満） 予算の費目の中で、農政課関係の事業は、農業総務費、農業振興費、目がですね、農地費に分かれておりまして、ほとんど工事関係の事業は、この農地費の目の中でやっておりますので、その中に含まれるということでございます。

○4番（城森史明） それと、農業次世代人材投資事業、これがマイナスになってますが、これはどういうことでしょうか。

○農政課長（川崎満） 農業次世代人材投資事業が減った理由といたしましては、1つは、継続の方が5名おられまして、1人の方が前期・後期、通常75万円ずつ150万円の交付を受けるわけですが、1人の方が、前年度の所得が100万から350万の場合は、変動になるというものがございまして、これによって1人の方が、150万のところは107万9,061円に減少となった分。

それともう一つは、新規を2人、ことし見込んでおりました。ことしは2人新規があり、新規を2人分で300万見込んでいたわけですが、1人の方が後期分だけの150万円でした。そして、もう1人は前期分と後期分をもらったんですが、後期分のほうは前年度所得の関係で額が150万

に満たなかったものですから、その分が減ったということで、減少になったということでございます。

○4番（城森史明） ということは、現在、7人の方がこの人材投資事業ということで（「今年度についてですね」と言う者あり）本年度についてはそういう理解でいいんですか。

○農政課長（川崎満） 今年度の今現在では、継続5名、新規2名となっております。

○4番（城森史明） この事業の中で一つの決まりとして、新品種に取り組む必要があるという枠があるんですが、この件はですよ、考えたら例えば親を継承する場合ですよ、余り意味がないんですよ、はっきり言ってね。

例えば、親の継承する作物を逆にふやしたほうが、その親の持っている技術を使えますよ。ただ新規就農になると、非常にそれに対する投資もかかるし、その辺が非常に不条理だなと思うんですが、要はその作物を技術的に後継して、それをやはり2倍、3倍に持っていくほうが、その辺のところをやっぱり拾い上げていく必要があるんじゃないかと思うんですが、それは国の決まりだからどうしようもないという面があるんですが、その点の改善はまだされてないんですか。

そして、やはり後継している事業を広げていく、それに対する国の考え方というのは全然示されてないんですか。

○農政課長（川崎満） 委員から言われたとおり、国のこの決まりというか、そういう中で、やはり親元就農に対しては規模拡大じゃなくて、新しいリスクを背負う新規就農、新規の作物をするのは決まっておりますので、今言ったそういう動きというのは、国の中にはないところでございます。

○4番（城森史明） 新規就農っていうのはリスクを負うっていうことなんですか。要は、はっきり言って後継するほうが技術的には継承できますから楽ですよ、新規就農するほうが、結構、お金の投資もするし、そういうリスクを持って望まないとだめだっていうことなんですかね。

○農政課長（川崎満） この事業においては、そういう決まりになっております。

○4番（城森史明） そういうことで、要は農業の後継者をふやすということは、新規就農じゃ余り効果がないわけですね。ですから、やはり自分の親の継承をして、その技術習得をしてですよ、それを2倍、3倍に農地を広げたほうがそっちのほうがより効果がありますよ。ですから、その辺のところも要望としておきます。

○7番（清水和弘） 説明資料なんですけど、4番の国民健康保険特別会計繰出金、それが財源不足見込み額に対する繰り出しほかってなってるんですけど、9,161万2,000、これについてちょっと説明をお願いします。

○健康課長（田中義文） 例年、国保特別会計の財源不足に関するこの一般会計からの繰出金につきましては、特別会計のほうで御説明しておりますので、この後、特別会計の補正予算がございまして。その際に御説明したいと考えています。

○委員長（吉嶺周作） よろしいでしょうか、7番。（「特別会計を……」と言う者あり）

○13番（立石幸徳） 私もその今出た国保会計への繰出金、それから市立病院への不採算に関する経費の一般会計からの支出ですね。それからこれ当然、初日本会議、あるいは一般質問でもちょっとふれた公共下水道、これはその内容的には今、健康課長からもあったように、それぞれの会計で内容的なものはですよ、質疑をしますけど、一般会計のほうでお尋ねしたいのは、当然、一般会計から特別会計あるいは企業会計へ繰り出す場合は、いわゆる繰出基準、そういったものがそれぞれありますよね。あるいは、その受益者負担の原則、あるいはその会計年度の独立の原則とか地方財政運営上、原則がそれぞれあるわけです。

そこで、この一般会計から別会計に繰り出す場合にですね、当然それはもう別会計を丸抱えするちゅうことなんかもう論外でおかしいんですけども、じゃあどの程度、あるいは幾らぐらいなら一般会計が出してもいいですよという、例えば地方財政法上、あるいはそういう国が示した

ような、その規律、会計上のそういった指針、そういうものはあるんですか、ないんですか。

○**財政課長（佐藤祐司）** 今、13番委員が言われるような指針と申しますのが、毎年度4月の頭に出される繰出基準といったものかと思っております。

○**13番（立石幸徳）** そうしますと、今回、その国保、あるいは病院、下水道、これは全て繰出基準には合致していると、これ補正ですけれどね。そういうふうなことになってるんですか。

○**財政課長（佐藤祐司）** まず、国保につきましては、基本的に今回の9,100万程度というものにつきましては、基準外という形での繰り出しになろうかと思えます。

以前、2億5,000万を超える累積赤字が生じていたときに、累積赤字を解消するために繰り出しをしてみました。平成25年度から基準外の繰り出しをしてみましたと思っておりますが、それにつきましては、当然に累積赤字を解消しないといけない。そして、単年度の赤字分、財源不足分も解消しなければならない。それは30年度から県に一括、国保事業が変わるという制度変更もございまして、29年度までには解消しようという行動計画に基づきながら解消してきたわけでございます。

30年度から県のほうになって、県から標準保険料率等が示される中で、基本的には、その中で対応していただきたいという気持ちはあるんですけども、医療費が高いゆえに保険料自体も高い現状がある中で、全て保険料で賄うのは近々には難しいだろうという点も考慮して、一般会計から幾分か赤字補填という形で、今年度も継続したということになります。

市立病院につきましては、一番大きな不採算地区病院の経費というのはございます。これにつきましては、そのほかの繰出基準として定められたものを確定した上で、そして病院の運営で対応できない額を限度として繰り出すという考え方がございます。

赤字にならないようにという考え方をすれば、そしたら、どこまでするんだというような視点もあると思います。ですから、一般会計の財政状況、そして市立病院会計の財政状況を見きわめながら、ある程度の規律、線を引く形で、今年度については、今回、補正予算で出しています金額でやりましょうという双方の会計で協議した結果でございます。

それから、下水道会計につきましては、汚水処理費、中でも維持管理費につきましては、当然に受益者負担と申しますか、下水道使用料の範囲内で賄うというのが原則でございます。

ですから、前回の補正の際の繰り出しもそうですが、今回の3月補正での繰り出しというのは、維持管理費部分の汚泥処理経費がどうしても、かさんでしまうということでございまして、その部分については、基準外とはなりますが、今回、繰り出しを下水道会計、一般会計、協議の上で決定したわけでございます。

下水道会計につきましては、平成32年度からの企業会計への移行、その前に赤字を持って企業会計に移行するのめいがかなものかという議論もいたしまして、最低でも31年度までは、そのような形で対応していったほうがいいのではないかと考えております。32年度に企業会計になりましたときには、ちゃんと経費負担、そして使用料で賄うべきというのを定めた上で対応していただきたいというのが、一般会計の考えでございます。

○**13番（立石幸徳）** 今、財政課長が言われたことをですね、それこそ基準に、またそれこそ各会計でいろいろお尋ねしたいと思っておりますので、私のほうは保留しておきます。

○**9番（沖園強）** 一点だけ、今も負担金問題で末尾の説明資料で7番の市立病院負担金の問題なんですが、病院会計でもよかったんでしょうけど、救急医療、また医療外負担金、それに建設改良等に対しての繰り出しということなんですけど、この病院負担金の中で病院会計と照らし合わせますと、附帯事業費の病児保育の9万1,000円がここに計上されていないんですけど、これはどういったことなんですか。

○**財政課長（佐藤祐司）** 病児保育に係る経費につきましては、福祉課で病児保育の補助金という形で計上していると思えます。

○福祉課長（山口英雄） 補正予算書の27ページをごらんください。児童措置費の負担金補助及び交付金の中で13万9,000円補正を組んでありますけれども、病児・病後児保育事業に係る13万9,000円のうち病児保育、市立病院でやっておりますカンガルーのポッケにつきましては、補助基準額の変更等によりまして9万1,000円をここに予算措置しております。

○5番（吉松幸夫） 今のところとちょっと関連があるかと思うんですけれども、15ページと17ページ、26ページの部分で、国庫支出金と県支出金が大幅に減っているのですね、障害児通所支援事業という部分なんですけど、歳出で1,500万程度減という形になっています。この辺の内容をちょっと教えてください。

○福祉課長（山口英雄） 障害児通所支援事業が、今回、1,532万5,000円の減になっているのことでございますが、これにつきましては、当初予算の際に障害児に係る通所支援事業が年々増加しておりましたので、その増加分も見込んで計上していたところでございますけれども、実際には、この障害児通所支援事業は、市内に4事業所、あとは市外を利用しているような状況なんですけど、最近の利用者の増によりまして、なかなか事業者が受け入れられない状況がございまして、私どもが当初予算で利用者増を見込んでおりましたけれども、実際、利用が伸びていないといったことで、今回、1,500万円程度の減とさせていただいたところでございます。

○4番（城森史明） 30ページなんですけど、商店等新規出店支援事業、それと「枕崎駅」から始まるまちづくり事業、これはどういう変更になってるんでしょうか。

○水産商工課長（下山忠志） 商店等新規出店支援事業補助制度と申しますのは、これは市街地における商店街づくりのために、新たに店舗出店をする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものでありますけれども、本年度におきまして、これまで9月時点で3店舗の出店があり、予算をお願いして執行してきました。今回、新たに2月から4店舗目の出店があったことから、補正をお願いするところでございます。

そして、「枕崎駅」から始まるまちづくり事業ですが、これにつきましては、鹿児島県の地域振興推進事業を活用して、枕崎駅及び駅舎前広場において、各関係団体が協力しながら定期的なイベントを開催するものでありますけれども、本年度におきましては、当初4団体において5つのイベントを開催する予定でありましたけれども、1つのイベントについて、実施に当たり協議を重ねましたけれども、どうしてもスタッフ等の日程調整がつかなかったことにより実施に至らず、最終的に4イベントの開催実績となって、このたび減額補正をお願いするものであります。

○4番（城森史明） 「枕崎駅」から始まるまちづくり事業ということで駅前商店街ですよ、駅周辺は非常に店がいっぱいあってにぎやかに映るんですけど、ロータリーに向かってですね、空き家が非常に目立つわけですよ。

そういう意味で、そのロータリー側ですよ、その辺の商店街の新規出店とかですね、それと何か空き家を有効に使った新規出店とか、そういうような動きっていいのはないんですか。

○水産商工課長（下山忠志） 駅通り商店街のお話をされてると思いますけれども、これにつきましても商店街新規出店支援事業制度を始めてから、合計3店舗の新規出店があって、現在も営業し続けているところでございます。

○4番（城森史明） それにも増してですよ、あっちからほとんど実際、昔は危険空き家もありましたよね、今どうなってるのかわかりませんが。そういう意味で、そういう取り組みは絶対必要であるだろうし、それと枕崎駅から火之神に通じる観光道路、絶対あそこを通りますよね。

そういう意味で、地方都市はどこでもそうなんですけど、その辺の空き家をリフォーム助成というのもあれば移住者でしたかね、その辺のところをもっと充実させてですよ、その新規出店の補助と組み合わせると、何らかの対策っていうのは考えてないんですか。

○水産商工課長（下山忠志） 商工業の振興につきましては、今取り組んでおりますこの商店街の新規出店、これで店内の改装、それから2年間の家賃補助、こういった形を今進めております。

これは、商工会議所にもお話をしまして、いろんなそういった産業界の方々のお集まりがありますので、そういうところでもお話をしております。また、商工業界の借り入れた利子に関して、利子補給制度をするという制度も、もう今3年目になっております。

ですから、そういったところも商工会議所を通して情報発信もしておりますので、常議員会とかいろんな会が業界ごとに商工会議所でございますので、そういったところでいろいろ御説明申し上げて、話を進めていって募集をかけて、今現在に至っているところでございます。

○4番（城森史明） さっき言ったロータリー側のところですね、それはその空き家を利用できる環境にあるんですか、その地主さんとの折り合いだと思うんですが、そういう環境面では可能などころなんですかね。

○水産商工課長（下山忠志） さまざまあろうかと思えますけれども、家主さんのほうもどうしても貸したくないとか、そういった方々もいらっしゃいます。住居と店舗が昔ながらのそういったつくりですので、どうしても貸したくないとか、あるいはどうぞ借りてくださいという方々もさまざまですので、ちょうどその借りたいという方々とマッチした部分で改装して、その部分について制度を利用させていただいているところでございます。

○4番（城森史明） この2つの補助事業があるわけですけど、そういうところもほかの事業もあつたら探してですね、活性化ができるように要望しておきます。

○7番（清水和弘） 先ほど水産課長が利子補給制度と言われましたけど、これは内容はどういうふうなもんですか、それと限度額とかいうのはどうなってるの。

○水産商工課長（下山忠志） 当初のときには持ってきますけれども、補正だったもんですから持ってきておりませんが、国の制度資金あるいは県の制度資金、そういったものを借り入れた人は利子が発生するわけですので、その部分の上限1.5%について利子補給をしますというふうなところでございます。

当然、1.5%未満の利子の場合はそのままその部分を全て補給するわけですけども、そういった制度でございます。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時4分 再開

△議案第2号 平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、概略を申し上げます。

予算書の末尾をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,629万5,000円を追加し、予算総額を38億3,348万3,000円にしようとするもので、当初予算より3.9%の伸びとなります。

補正の内容は、繰出金につきましては、市立病院の機器整備に対する繰出金229万5,000円の増額でございます。

なお、その財源につきましては、県支出金の保険給付費等交付金の特別交付金で全額措置されることから、今回の特別交付金の補正額1,529万5,000円に含まれております。

基金積立金につきましては、平成28年度に借り入れた県広域化等支援基金貸付金の平成31年度から平成34年度までの償還財源を積み立てるため、6,400万円増額するものです。

以上の財源として、県支出金1,529万5,000円及び繰入金9,161万2,000円並びに繰越金1,399万円の増額と、諸収入5,460万2,000円の減額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○13番（立石幸徳） 資料も出てるんですけど、まず私が初日本会議で、今度の国保の補正3号関係の先ほど説明のあった県への償還金ですね、これを初日に、3月1日でしたけど少し質疑をさせてもらいまして、健康課長のほうから説明があつて、その説明の中のことを、一般質問が済んだ火曜日ですかね、その後に訂正をされたんですよ。

その訂正にかかわる資料といえいいんでしょうか、出てるんで、その資料をどういうふうに見ればいいのか、この資料の説明をお願いしたいわけですけど。

○健康課長（田中義文） それでは本日、健康課から提出いたしました平成28年度及び平成29年度の前期高齢者交付金等の確定に伴う精算額及び公費分を除外した精算額につきまして、資料をもとに御説明させていただきます。

この資料の前期高齢者交付金等の精算につきましては、この資料の左側からですが、市町村名の次に市町村保険者番号、算定年度がありまして、その右側に前期高齢者交付金額算定手順管理と書かれております。

この表自体が下の米印にありますように、県の事業費納付金算定資料から一部抜粋したものですので、ちょっとこの表現がわかりにくいと思いますが、そのように御理解を、直接その資料を一部抜粋して掲載しておりますので、その点は御了承いただきたいと思います。

この左から前期高齢者交付金、次に前期高齢者納付金、そして右側の表で、資料上はこのようになっておりますが、この中で退職被保険者等に係る、ずっと飛びまして調整対象基準額の算定になりますが、この3つの合計を前期高齢者交付金等の精算というふうに見えるものでございます。

この3つを合計したものが右側に記載しているものでございますが、右側に2つ各市町村の精算額、そしてその右側に精算額（公費分除外）とあります。

この左側の各市町村の精算額というのが、制度移行前の前期高齢者交付金の精算追加交付金に相当する金額でありまして、ここに記載のとおり、平成28年度の精算交付金に相当する金額につきましては、1億1,400万円程度という金額でございます。

そして、その右側の精算額（公費分除外）というのがどのようなものかといいますと、前期高齢者交付金は、療養給付費等負担金など、ほかの公費の算定の基礎になる金額から差し引かれるものとなっております。そのようなことから、前期高齢者交付金が増額いたしますとその分その影響で他の公費が減少し、そして反対に前期高齢者交付金が減少いたしますと、その影響で他の公費が増加するという性格のものでございます。

制度移行前は、この精算追加交付金が直接それぞれ市町村に交付をされておりましたが、制度移行後は、精算追加交付額は県のほうに一括して入ってまいります。

県では、その金額をそれぞれの市町村ごとに、右側にあります精算額というものを新たに算定いたしまして、各市町村の事業費納付金から差し引くことになっております。

その金額が一番右側にあります5,713万6,000円程度ということで、この金額につきまして、初日本会議で御説明したものでございます。2番目の平成29年度につきましても同様のものがございます。よろしくお願いたします。

○13番（立石幸徳） 今度の補正予算に出てる県への償還金8,000万の中で、30年度国保の当初予算ですすね、5分の1、本年度分の1,600万はもう30年度当初で計上してありましたからね。その8,000万から1,600万を引いた6,400万を今度3号補正で確保するという形の予算になってるわけですすね。

もう少しさかのぼってといいましようか、初日にも申し上げたように、平成28年度の国保会計が非常な赤字、2億6,000万ぐらいの財源不足ということで1億8,000万はもう一般会計から補填すると、残り8,000万を県から借りる流れになってるんですすね。

その8,000万を当時、前期高齢者交付金の追加精算交付金が1億4,000万ぐらいとか、何とか見込まれるちゅうことですすね、8,000万は十分に後年度とれるという説明ですすね、私ちょっと前の話を繰り返すようですけども、きょう出された資料の1億1,400万、もう端数は省きますけど、これが28年度分の追加交付分の額だったんだと、新制度の面は一応省きましてですすね。

ただ、私は2年前の資料を持ってきてるんですよ。それはなぜかと、非常にあのときは8,000万ほんとに大丈夫かっていうふうに見きわめが必要でしたから。2年前の、ちょうど平成29年3月9日にこの予算委員会に出した資料、非常に細かな本市実績見込みによる試算表という資料ですすね。最終的にこの資料では1億2,886万9,000円の、この30年度の見込みなんですよ。これは非常に細かい、20項目ぐらいの計算をしてですすね、出されております。

ここで、まず最初に聞きたいのは、結果は1億1,400万、1,400万ぐらい違っているわけですすね。違っているのは、いろんな状況があるというんですけど、まず、この1,400万の違いはどこから来ているというふうに健康課のほうでは確認しているんですか。

○健康課長（田中義文） 28年度の最終補正の予算のときにも御説明いたしましたが、その28年度の前期高齢者交付金の追加交付金の算定に当たりまして、概算の前期高齢者交付金の算定式が支払基金から送られてきておりますので、その算定式に本市の前期高齢者の給付費及び全被保険者数並びに前期高齢者の部分につきまして、28年度の実績見込みにそこの部分を置きかえて算出したところ、1億2,800万円になったところがございます。

委員がおっしゃるように、その金額として1億1,400万交付されておりますので、1,400万の差につきまして最も大きな部分は、数字は今持ち合わせておりませんが、国の加入率が当時の概算で見込んだものより増加したことによって、その前期高齢者交付金の算定そのものが国の全被保険者に対する前期高齢者の加入率に対して、枕崎市の全加入者に対する前期高齢者の加入率の差に対しての、それぞれ枕崎市の前期高齢者の給付費を乗じて計算する計算方法になってるものですから、国の前期高齢者の加入率と本市の前期高齢者の加入率の差が開けば開くほど交付金がふえ、そしてその差が縮まれば縮まるほど交付金の額が小さくなる仕組みになっておりますので、国の加入率自体が当時の概算の見込みより上がったというのが一番の大きな理由だったと考えております。

○13番（立石幸徳） 私は昔のっていうと変ですけど、数年前のいろんな状況ですすね、見方が正しかったとか云々ということをですすね、とやかくさかのぼって言う気はありません。

ただ、あの当時は本当にそういう償還財源にかかわることですから、極めて慎重に何回も何回も検討をされて試算というものが出されたと思うんですよ。そうしないと、本当に償還できるのか、返済できるのかという大事な金額ですのでね、しかしそれすら、今、状況を言われましてけど変わってきた。

で、それが結局、今度のこの補正からいくと、この返済の財源という意味では、その前期高齢者交付金はどういうふうに整理すればいいんですか。つまり、29年3月末に前期高齢者交付金は返済にそれを充てるんですよって言ったのが、結果としてどうなっているというふうに我々は考えればいいんですか。

○健康課長（田中義文） 28年度に県から借りた8,000万円の償還財源について、前期高齢者交付金の精算追加交付金の額を充てるということで、8,000万に対して当時、1億2,800万円は精算追加交付がある見通しだという御説明をしていたところです。1月実績では1億4,000万とかあったものですから、十分償還財源は確保できると考えたところです。

そもそも前期高齢者交付金が、ほかの補助金等に与える影響につきましては、私どももそこは考慮には入れておまして、今回、国のほうでは他の公費の影響分を入れた精算額を2分の1と見込んでおりますが、私どもとしては、当時そういう見込みというのは県のほうで一切示されたこともございませんので、それ以上に本市のように医療費が高いところは、前期高齢者交付金の交付額の影響というのは、他の公費を差し引いても2分の1以上あると見込んでいたところです。

ですから、1億2,800万、さらには1月の実績から1億4,300万と試算できたものですから、その影響を差し引いても8,000万程度あるのではないかと考えていたところでございます。

ただ、県のほうでは今回、制度移行後、他の公費の影響につきましては、療養給付費等負担金というのがあるんですが、そのような負担金であれば定率で負担されますが、ほかの調整交付金とか特別調整交付金というのは、そういう定率で交付されるものではございませんので、その影響額を実際に算定するというのは非常に難しいと思います。

それを県のほうでは、もう2分の1というような、今回、そういう考え方が制度移行後初めて示されたものですから、県としては1億1,400万の精算追加交付に対して、他の公費による減額分を考慮して、単にもう2分の1の5,700万円が、この前期高齢者交付金に係る精算額と判断しているところですので、結果として8,000万に対して5,700万程度しか補填されなかった、償還財源として確保できなかったということで、2,300万償還財源が不足したということでございます。その見通しがどうだったのかと言われれば、少し甘かったと考えているところでございます。

○13番（立石幸徳） できるだけ、国保の用語というのは非常に専門用語みたいなもんがあってですね、私なんかも何とか交付金とか何とか調整金と言われても、ピンとこないところがあるんですね。結局、その8,000万円の返済財源には、今、課長は5,700万は返済ちゅうよりも、その金はとにかく入ってきたと、納付金の相殺ですね。

それはストレートに返済というものに使われるものじゃないと思うんですよ。ですから、まず5,700万の整理をさせていただきたいんですけど、これがいわゆる28年分の追加交付の1億1,000万の2分の1は、本市から県に納付する分の納付金から実際にその分が差し引かれていると、差し引かれていることが県への返済とどういうふうに関係しているといえればいいんですか。

引かれてるから返済がそれだけ少なくなったという直接的な関係はないと思うんですよ、私は。なぜ、その納付金からな、5,700万が引かれることが、sonだけ返済が、負担が軽くなったっていうふうに結びつくんですかね。ストレートに8,000万のうち5,700万は返済になりますよって言うんなら、あと2,300万を手当てすれば済むこっじゃないですか。ちょっとその5,700万はどうなるんだっていうことの説明をいただかないとよくわかりませんよ。

○健康課長（田中義文） 28年度に県から8,000万円借り入れした償還財源を前期高齢者交付金の精算追加交付分というふうに考慮いたしまして、その精算追加交付金が、その段階で事業費納付金から差し引かれるというような情報が、その時点では判明してなかったということでございます。

そして、制度移行によりまして、先ほど委員がおっしゃるように、事業費納付金の各年度からそれぞれ精算分が差し引かれることになりまして、償還財源とは別のところで……そもそもは償

還財源と考えていたものが事業費納付金から、これも国の制度でございますので、それに基づいて、自動的に差し引かれたものが市町村に示されてきたところでございます。

ただ、本市の国保としては、あくまでも精算追加交付による影響額5,700万については、28年度に借り入れた借入金の償還財源として、国保としては考えているところでございます。ただもう……。〔「償還財源じゃないですよ」と言う者あり〕

○13番（立石幸徳） 確かに納付金から引くわけですからね、相殺ちゅうか、差っ引くわけですから、国保自体は、その部分は助かってちゅうか、何かの形でメリットはありますよね。

ただ、それは国保全体がそういうふう潤うちゅうか、その分はな、その部分についてはですよ。でも、償還財源ちゅう意味じゃ全然ないですよ、だから今度6,400万補正で確保せんといかんわけでしょう。

確かに、そりゃもう制度改正があったからっていうのは、もう本市もいかんともしがたい部分ですのでね、そこを何でその、何ていうんでしょうか、わからんのか、何かそんな変なことは言いませんよ、もう国の制度改正でそういう流れになってきたわけですから。

ただ、その8,000万を返すのに前期高齢者交付金を見込んだということと、きちっとその辺はやっぱり整理をしておいていただかないと、返す金は交付金の精算でやると言ったんが、あれどうなったんだと聞かれて、あと我々ももうわけわからんですよちゅう、そんな説明じゃ住民に説明ができないですよ。

○健康課長（田中義文） 本来であれば当初予算の段階で、今年度分の1,600万円の財政措置であったり、そこはしてる場所なんですけど、6,400万円の積み立てについても償還財源分の確保ということで、基金積み立てなり、そういう財源措置をするべきであったと考えております。

当初からそういうことも考慮したんですが、現実的に今年度当初予算の段階で9,700万円の財源不足が生じている状況もございまして、さらに6,400万円の財源を確保するという財源措置のめどがつかないのが現実的にございまして、6,400万円の後年度以降の償還財源の確保というのは、国保の財政状況と一般会計の財政状況を見きわめながら、最終補正までには何とかその措置をしないとイケないと年度当初から考えていたところでございます。

○13番（立石幸徳） 私は、これは結果論ですから、後から言うことでもないんですけど、その28年度時点では、当面、1億8,000万は一般会計で、残り8,000万についても後年度の国保財政を見て、国保全体からいろんな形で捻出するという話だったらですね、今こうして何だかんだ言う必要もないですよ。

ただあのとき、前期高齢者交付金の追加分を充当するって言うから、私なんかはっきり言って、これはおかしいことになるんじゃないかという予感がしましたよ、予感が。なぜかといいますと、本市のこの前期高齢者交付金の今までの経緯ちゅうのは、もういろいろおかしいことがいっぱい出てきてたんですよ。

実際もう、課長が一番知っているように、前期高齢者数のな、数のカウントを1,000名間違っ、そしてしょっぱなの平成24年に県から2億4,000万借らんといかんごとなつた。国保税を上げた年に県から借り入れをせんといかんちゅう状況があって、その後もこの前期高齢者交付金のでこぼちゅうのは物すごくひどいもんがあったですよ。

だから2年前に、はっきりいわくつきですよ、問題を起こしてきた前期高齢者交付金を返済財源にするちゅうから、私は別にあら探しをしていることでもなくて、ずっと注目しとったわけですよ。そういうことですからね、もうこれ以上は言いません。

ただ、その前期高齢者交付金の、これはもう31年度まで、もう2年後は全然関係のない、県がもう全部処理するわけですからね。ただ、前期高齢者が国保に占める人数ですよ。これは非常に私は比重が大きいと思ってるんですよ。今現在、本市の国保の被保険者で前期高齢者の占める割合、人数は何名になっているんですか。

○健康課長（田中義文） 平成29年度の平均で2,943人、前期高齢者の加入者がおられます。

○13番（立石幸徳） 割合は。

○健康課長（田中義文） 割合は、29年度平均で47.3%でございます。

○13番（立石幸徳） 私が申し上げたいのがですね、もう半分近く、まあ現在ではもう半分になってるかもしれませんが。つまり、この前期高齢者にかかわる人数ももちろんですけど、金額も10数億とかですね、非常に大きいわけですよ、その国保に占めるいろんな人数、金額がですね。

それだけにこの前期高齢者交付金をですね、しっかりとした対応、処理をしていただかないと、国保全体に及ぼす影響が大きいということですよ。ですから、最後にその点だけはですね、しっかりとした取り組みをしていただきたいと、この前期高齢者の面については要望をしておきます。

それと歳入欠陥補填収入の見通しといえいいでしょうか、今度の予算では9,151万9,000円を欠陥補填収入ということで出しているんですけど、あと何ていいでしょうか、年度末にかけ、あるいは出納閉鎖等も見越してですね、この歳入欠陥補填収入は、まあこれは見通しですから、あくまでも。どの程度まで縮減といえいでしょうか、減るといようなことを考えているのか、その点を最後にお尋ねいたします。

○健康課長（田中義文） 今回の補正予算で歳入欠陥補填収入をゼロにいたしまして、一般会計からの法定外繰り入れということで財源不足がそちらに移行しているわけですが、法定外繰り入れで9,151万9,000円計上しているところでございます。

その内訳につきましては、先ほどから申し上げておりますように、28年度の精算による不足分が2,300万含まれておりますので、実質今年度の財源不足は7,000万円弱になろうかと考えているところです。この7,000万円につきましては、あと歳出面では執行残が見込まれますし、歳入面では国保の税收増や県補助金の増額も見込まれているところでございますので、今現在で幾らというのは申し上げるのは難しいんですけども、5,000万は切るのではないかと考えているところでございます。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

異議もありませんので、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時6分 再開

△議案第3号 平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第3号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第3号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ140万5,000円を減額し、予算総額を27億8,585万9,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.7%の伸びとなります。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金474万2,000円及び介護予防サービス計画給付費100万円の減と高額介護サービス費100万円及び介護給付費準備基金積立金333万7,000円の増をしようとするものです。

以上の財源として、国庫支出金333万7,000円の増と繰入金474万2,000円の減で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○7番（清水和弘） 説明資料の部門で、この介護予防サービス計画給付費100万円減額の内容についてお願いします。

○福祉課長（山口英雄） 現在、本市は29年度から総合事業を実施しておりますけれども、この介護予防サービス計画給付費につきましては、年度当初、年間で3,270人程度の対象者、利用を見込んでいたところでございますけれども、総合事業への移行が進んでいることもございまして、実績見込みとして年1,500人程度に対象者数が減ったことにより、今回100万円の減をするものでございます。

○7番（清水和弘） 減った理由というのはどうなってるの。

○福祉課長（山口英雄） 介護予防サービスを利用する場合にはサービス利用計画をつくります。今説明申し上げたとおり、要支援1・2の方が総合事業のほうに移行される方が多くございまして、先ほど申し上げましたとおり、介護予防給付費としてサービス利用計画を立てる対象者が減ったということでございます。

○9番（沖園強） 基金積立額はどうなっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今回、介護給付費準備基金に新たな積立金として333万7,000円を計上してございます。基金の現在の残高につきましては、平成29年度の決算分も積み立てておりますので、その時点で2億4,111万9,746円となっております。

○7番（清水和弘） 基金積み立ては、計画的に積み立てとるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 介護保険事業と申しますのは御承知のとおり、3年を一つの計画期間として計画を定めて、その計画期間に必要なサービス量を見込んで、それに必要な保険料とか、そういった収入を見込むわけでございます。

3年間を計画期間として保険料とか、いろんな収入を見込むものですから、年々高齢化とか加齢が進みますので、それに伴って1年目よりも最終年度の3年目のほうが給付費が多くなります。

それも見込んだ上で、最初に保険料を設定しておりますので、初年度あたりは歳入のほうが余るということになります。余った分を財源調整分として介護給付費準備基金に積み立てているということでございます。

○7番（清水和弘） 基金っていうのは余った分というのか、3年ごとに積み立てるといような状況ですか。

○福祉課長（山口英雄） その当該年度に決算しまして、余った部分につきましては当然、介護給付費準備基金に積みまして、翌年度以降の財源調整に使用してきたところでございます。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後 1 時14分 休憩

午後 1 時17分 再開

△議案第 4 号 平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○委員長（吉嶺周作） 審査に先立ち申し上げます。

次に、議案第 4 号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題いたします。

当局に説明を求めます。

○下水道課長（中原田修二） 議案第 4 号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

予算書の末尾をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ578万円を追加し、総額を 8 億6,715万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し6.3%の増となります。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成31年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、債務負担行為の変更に伴うものであります。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものであります。

補正の内容としましては、公営企業会計適用費の業務委託の執行に伴う委託料の減、処理施設管理費の汚泥処理及び汚泥運搬業務委託料の増、補助管渠工事完了に伴う下水道整備費の工事請負費の減であります。

補正額は、公営企業会計適用費が630万円の減、処理施設管理費が1,333万円の増、下水道整備費が125万円の減であります。

以上の財源として、繰入金1,159万6,000円、繰越金180万9,000円の増、国庫支出金62万5,000円、事業債700万円の減で措置いたしました。

概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（吉嶺周作） ただいま説明がありましたので、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○7番（清水和弘） 説明資料の部分ですけど、ここにですね、汚泥処理の資料なんですけど、きょういただいた。この中で汚泥処理業務の委託料というのは、前年度3,407万ぐらいから、まだ31年1月分までの金額ですけど、5,000万以上上がってるわけですね。これについて当局は、対応とかどのように考えておるんですか。

○下水道課長（中原田修二） 9月議会でも答弁いたしましたように、汚泥の処理費、それと運搬業務については近隣市の処分業者をお願いしているんですが、その1社が5月から受け入れないということがあり、またほかのところも持ってくる量を減らしてくれということがありまして、近隣の他の業者にも問い合わせ、あちこち電話したんですが、受け入れを拒否されました。

霧島に2社ありまして、1社は限定的に3カ月間受け入れを了解いただきました。もう1社は、処理費が近隣市町が1万円とすれば3倍の3万円、1トン当たりですね、そこに持っていくことによって処理費がふえてきたということです。

○7番（清水和弘） 汚泥についてはですよ、脱水とか助燃材を入れて燃焼するとかですよ、いろんな形があると思うんですよ。内鍋清掃センターのほうでも助燃材として利用されるところと思

うんですけど、これに対しては使えるような状況にもっていこうとは考えてないんですか。

○下水道課長（中原田修二） 以前、内鍋清掃センターにも焼却ということでお願いして持っていったんですが、含水率が高くて、84%ぐらいあるもんですから、どうしても水分が多いということで、1回持って行った以降は、ちょっとできないという状況で、それからは持って行っておりません。

○7番（清水和弘） 残水が多いということですけど、脱水の方法はいろんな形があると思うんですよ。その辺を対応したことはあるんですか。

○下水道課長（中原田修二） 脱水機があるんですけども、スクリー脱水機といって回して水分を飛ばす機械があるんですが、それについては含水率が、よくても80%近くにはなるんですよ。今の状況は84%程度ですので、乾燥しない限りはちょっと下げられない状況です。

○7番（清水和弘） 南薩衛生管理組合のほうはですよ、大体、70%ぐらいに水分を除去できておると。だから助燃材として使えるということなんですよ。本市の場合は、そういうのはできないということですか。

○下水道課長（中原田修二） その新しい機種を入れかえるとなると、また施設もお金がかかりますので、今言ったように乾燥施設関係の施設を別につくって、そこで水分を減らすということではないと難しいと思います。

○7番（清水和弘） 私が思うにですよ、本市の場合は、水産加工会社からの汚水が多くて、私もよう聞くんですけどね、このグリストラップ、そこにたまる油分が多いと、そういうようなものも考えられるんだけど、それに対してはどのような対応をしてるんですか。

○下水道課長（中原田修二） グリストラップを設置していただいて流すようにお願いしているんですが、それは二、三日置きに清掃していただかないと、やはり詰まったりとか、そのまま油が流れるとかいう状況ですので、清掃は定期的をお願いをしていただくよう指導しているところです。

○7番（清水和弘） グリストラップを掃除したとき除去された部分ですよ、残さいとかいろいろな魚油とかですよ、そういうのはどういうふうにして処理したんですか。

○下水道課長（中原田修二） 加工組合とか、その残さい処理をする業者がいますので、そちらのほうでお願いするように、それについても指導してあります。

○13番（立石幸徳） いろいろあるんですけども、今、汚泥の関係が出てますので、これは一般質問、あるいは初日、あるいは去年の9月議会でもちょっとお尋ねしましたが、まず30年度に入って5月ぐらいから、その汚泥処理に関して非常に事情が大きく変わる、そういう出来事が発生したと。5月からは受け入れない、あるいはほかのところもちょっと減らしてくれってという説明ですよ。

それを受けて下水道課では、今後といたしまして、これからそのどういう汚泥処理をしてくれなければならない。どのような計画でもって汚泥処理をしていくというそういう対策なり、計画は立てているんですか。

○下水道課長（中原田修二） 計画ですけども9月議会で、処理場の適正化に関するということで委託料を組んでいただいた経過がございます。

その中で、日本下水道新技術機構と契約を結んで、今後どうしていくかいろいろ検討している状況ですけど、まず、においがきついま今、やっている状況で、においがきついまもんですから、5月に受け入れをしないという1社に関しては、住民からの苦情がありまして、県の環境部が入って指導を受けたことがあって、1社はにおいがきつい関係で受け入れられないということ。ほかの量を減らしてくれということも、含水率が高いものですから置いたときに広がるわけです。

そういうのもありまして、含水率が高いと持ってくるのは遠慮していただきたいということもありまして、ほかのところになったんですけど、今後の計画なんですけど、消化槽をつくって、あ

と乾燥施設、要するにそれで含水率が半分以下になる施設ですね、それを今、日本下水道新技術機構の方とそういう方向でいきましょうということで、今、計画しています。

ただ、それをするには事業認可の変更を取ったり、あとそれをしないと補助事業にのりませんから、補助事業で国の補助をもらいながらやっていくということで、今、計画しています。

ただ通常、認可をとって事業を実施するとなると、五、六年かかります。機構の方が本省に行って相談をしていただいたということで、国のほうにもこういう施設をつくりたいんだということでお話ししたら、それはいいですねという話で、ただその変更認可をとらないといけないと。その辺の段取りをしていただければ、実施は可能ですよという返事をいただいているところです。それについて、また4月からその辺を詰めていきたいと考えています。

○13番（立石幸徳） 私が一番聞きたいのは、そういう中長期的なあれは施政方針でも何かの形で汚泥対策は出ておりますよ。そういう中長期の何か施設をつくって、いい形のものというよりは、当面の計画ですよ、当面のな。つまり、30年度も残りわずかですけど、あるいは31年度そういう新たな何か施設がでくっとなっても早くて3年後ぐらいになるわけですよ。

要は、なぜこういうことを言うかということと9月議会でですね、一般会計もあるいはその下水道会計も補正をして、両会計から汚泥処理のため2,600万ぐらいずつ出して大体5,200万ですよ、あわせてな。5,200万増額して汚泥処理をするために1回は補正したわけですよ。年度内にな、今度また足らんかったと、今度には下水道には金はねえから一般会計だけ1,400万出せと。つまり余りにも行き当たりばつりの状況が見られるんで、今の状況で汚泥処理をするというときに資金計画なりですね、そういう予想される経費の増、どう対応するかというそういった意味での当面の対策、当面の計画ちゅうのはないんですか。

○下水道課長（中原田修二） 当面の対策としては、5月以降に焼却施設に持っていった経過がございまして、それがトンの5万5,000円ぐらいで、大分大きかった部分があります。その分は先ほど言った霧島の3万円に変えていったんですが、5万5,000円の部分がちょっと尾を引いている状況でふえてきているというのもあります。

ただ今後、この一、二年どうしていくかということなんですが、今のところ水産加工場に排水を直接流さないように、きれいな水を流すように、そのグリストラップを通して、そこの清掃もちゃんとして流していただきたいということを徹底するしかない状況でございます。

その後、処理施設の会社に、もう一回当たってみて、安いところがあれば、そこをお願いをしていかなきゃいけないとは考えています。

○13番（立石幸徳） もうちょっとしっかりした対応をすべきじゃないですかね。というのがですね、一般会計の審査のとき、財政課長は下水道会計については、平成は32年はないわけですけども、あと1年後の公営企業会計にいくまでは赤字にさせるわけにはいかないので、こうして一般会計からも下水道を何とか支援っていうか、赤字にならんように出すちゅうわけでしょう。

ところが当初予算が始まったときには、若干の処理経費の予算はあるでしょうけれども、またその31年度の後半云々にな、金が足らんごんなったと、一般から出せ、またやっていくうちにまた足らんごんなった、また出せと。そんなことやってる場合じゃないと思ってるから聞いてるんですよ。その数年後のすばらしい施設ちゅうのは、それはそれで検討していただきたいですけどね。というのがですね、公営企業会計の件についても、ちょっと今はもう一緒にふれときますけど、今度この補正で業務委託料の減が出てますね、630万ぐらい。そうしますと、この公営企業会計への作業に伴う経費、31年度はこれ新年度予算にかかわるんですけど関連がありますのでね、この公営企業移行の作業っていうのはどういうのがあるんですか、新年度。

○下水道課主幹兼管理係長（加治屋昭男） 平成29年度に資産調査と移行支援業務の委託をしているんですが、平成31年度は29年度から続いている資産調査ですね、資産調査が前期、後期に分けると前期のうちにはほぼ終わって、31年度の資産調査を残して、ほぼ調査が終わります

ので、ある程度の数値がそこで上がってくると思います。

そこで固定資産の評価等は、ほぼ数値が上がってくると思うんですが、移行支援業務の条例改正等の業務を予定しております。

○13番（立石幸徳） 今、下水道にかかわる資産調査な、これはどの辺まで来てるんですか。29年度からやってるわけでしょう。

○下水道課主幹兼管理係長（加治屋昭男） 今29年度までをずっと集計をやっているところで、30年度は来年度になってから調査をするんですけど、30年度はまだ終わっておりませんので、終わった分については順次、データを渡して評価するということです。

○13番（立石幸徳） そうしますと、29年度までの試算調査は終わると。29年度までの資産評価額はどのぐらいになっているんですか。

○下水道課長（中原田修二） 終わっていると思うんですが、それをまだ成果として……（「終わっていると思うじゃなくて、明確に答えてくださいよ」と言う者あり）その辺は業者からまだいただいてないと、正確なやつですね。

○13番（立石幸徳） 正確でなくてもですね、何を気にしてるかっていうと財政課長がな、引き合いに出して申しわけないけど、一般会計は公営企業会計がスタートするまでは、下水道会計を赤字にさせるわけにいかんから、こうして一般会計からいろんな足りない赤字分の金額は出しますという説明なんですよ。

しかし私は、はっきり言って公営企業会計がスタートしてな、これは現に下水道会計は累積債務を33億円抱えているわけですよ。資産が全部調査をして出てきたときに、その30億円を上回るような資産になっているんですか。

○下水道課長（中原田修二） 先ほども言うように、29年度分は上がってると思うんですが、総体的なものをまだいただいてないもんですから、この場では言えない状況です。

○13番（立石幸徳） 何度も言うように、正確なものを要求しませんよ、大体、事業経営をする場合にな、バランスシート、いわゆる資産、指標もそうですけれども、負債とのバランスを見ながらどういう状況になってる、公営企業会計にすること自体が経営実態を明確にするっていうのが一番の目的なんですよ。委託会社がちゃんと正確に何十何円まで言わんでも、大体こんなふうですよねと、きのう、おととい始まったんじゃないで、作業をして2年間は済んでいるわけですよ。そうでないと、財政課長が一般会計のとき言ったように、それは今までの損益勘定で赤字、黒字の話じゃないですよ。

企業会計になったら資本勘定でもきちっとその辺の経営実態はどうなっているのか問われるわけですから、全然報告を受けてないちゅうんだったら聞くべきですよ、むしろ。全部、正確に言えというのではなくて、どんくらいうちの下水道では資産がありますかねと。

○下水道課長（中原田修二） ここに資料を持ってきてませんので、お示しできる状況ではございません。

○13番（立石幸徳） 当初予算のとき、その辺をきちっと明確に御報告できるようにしとっていただきたいと思います。以上です。

○8番（禰占通男） 汚泥処理の問題ですけど、今、課長も含水率を減らせるよう計画しているということなんですけど、この汚泥処理の施設ですよ、本市単独でどうかわからんけど、つくるとしたらどのくらいの設備費がかかるの。下水道の汚泥を結局、霧島のほうに持って行って処理しているんだけど、それを他に委託しないで自分たちで処理する施設をつくらしたら、どのくらいの経費なりがかかるの。

○下水道課長（中原田修二） その施設の金額とか、そういうのは把握してません。ただ、今ちょっと申し上げていいのかですけど、あちこちに、枕崎市のほうでやってくれないかということでお願いしている状況なんですけど、外にお金を落とすよりは、つくっていただければなという

ことをお願いをされていて、一つの業者が来てもいいですよというような話もございます。

ただ、土地を確保しないとイケないと、6反ぐらいの土地があれば何とかやっつけていけますという話ですけど、うちのほうで確保できていない状況もありますんで、今後、そこら辺を詰めていながら、地元で処分できるんだったら運搬費も安く上がるし、ましてやべらぼうな3万円とか、そういうことも言わないというのがありますんで、安く上がるという状況では考えています。

○8番（禰占通男） 簡単に考えたら、万之瀬のあそこができて、私の考えとしてはあれをつくるときにも下水道の汚泥処理の施設を別にするのか、一緒に稼働するのか、そういうことも必要だったんじゃないかと思ってたし、そしてあと簡単に言えば、今度、衛生管理組合に新しい焼却場もできるから、そこにできるようにするとか。

今度は枕崎にバイオ発電所ができるわけでしょう、それが木質ちゅうことだけど。やはり脱水ちゅうか含水率が下がれば、内鍋でも試験的にしたちゅうことだったんだけど、そこで民間企業にもどういう折衝ができるのか、今までしてきたのか私なんか聞いてないんだけど。

そこでそういうことができるのか、何でかちゅうと、畜産廃棄物のバイオ発電所ちゅうのはあるわけでしょう、実際。それが費用対効果でどうなのかちゅうことは私も知らないんだけど、あんまりいいとは聞かないんですよ。つくったけど稼働を続けられなかったとか、いろんな補助金の返還とか、いろいろな話を聞くから。

そしたら、今現在、南さつまも下水道に取りかかっているわけでしょう。南九州市もある程度の下水道施設をいろいろしてますよ。そしたら、日置市がどういう状態かは知らないけど。

そういったやっぱり、今、衛生管理組合の一応、構成委員なりで、それと今ある施設を活用、あっちこっち施設があるんだけど、今度つくるやつの中に取り組みなのか、また、課長が言うように枕崎にできるものならそういうのをつくるのか、やっぱりそうやって衛生管理組合の構成員とか、そこら辺でやはり今後検討すべき問題だと思うんですけど、どうなんですか。

○下水道課長（中原田修二） 新しくできるごみ処理工場ですけども、そこに対しては要望書として受け入れをお願いする文書を出してございます。

それについても、含水率を若干下げないと無理かなというところはあるんですけども、その辺をどうにか解消して持っていったらいいなと思うんですけど、地元につくるのが一番いいとは思っています。

○8番（禰占通男） 今もらった資料を見ると、何ていうかな、平成24年から、一応その受入体制の問題でちょっと大幅に、倍近く上がっているんだけど。これが永遠と続くわけですから、簡単に言えば、検討する価値はあるし、早急に検討してもらいたいなと、要望しときます。

○4番（城森史明） さっきからの話を聞きいていけば、とりあえず含水率を下げる機械っていうのはどれぐらいするもんなんですか。

あと10%落とせば、ある程度焼却もできるだろう、いろんなところにも持って行きやすいちゅうのはわかりますよね。そういう意味では、やはり最新……含水率とにおいと2つあることですよ。なおいに関しては結構、これは難しいかもしれません。活性炭とか、そういうのをするけどだめなんですよ。

ですから、その含水率を下げる機械の導入を、これはもうはっきり言えば、6,000万上がっているわけだから、6,000万円以内だったら効果があるってことでしょう。だから、その辺のところの検討はされてるんですか。

○下水道課長（中原田修二） 今、施設をつくるのに幾らかかるかということですけども、（「含水率を下げる機械。含水率を下げる」と言う者あり）それについては近々、下水道機構が来られて、その辺も話を聞こうと思っておりますけど、今のところ、額を正式に積み上げてませんからわからない状況です。

消化槽と乾燥施設をつくる予定なんですけど、消化槽については、現施設を利用してお金がかか

らないようにしようということで話は聞いています。それにかかるお金もまだはつきりしません。

それと乾燥施設をつくって、含水率は今の半分ぐらいにはなると、50%を切るという状況ですので、それによってにおいも少しは軽減されてくるということです。ただ、額は今申し上げることができません。

○4番（城森史明） ですから、絞り機もね、最新の機械だったらすごい性能のいいやつがあるかもしれませんよ、それは探さんとだけけれども。

それと熱ラインかなんかで、乾燥はどういうふうにするかわからんけど、熱ラインに赤外線を入れるのかわかりませんが、そうしていけば、とりあえずそうすることによって、皆さんわかると思うんですが、6,000万の費用を無駄にかけるわけですね。

それが、逆にそんなにかかるんだったら、将来的に汚泥費も下がるわけで、今でも既存の処理メーカーに持っていけるわけだから。そういうこともあわせてお願いして、要望しときます。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後1時55分 再開

△議案第5号 平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

○委員長（吉嶺周作） 再開いたします。

次に、議案第5号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（神山芳文） 議案第5号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明します。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び1日平均患者数を補正し、収益的収入において、入院収益の減、外来収益及び負担金の増に伴い、医業収益を550万3,000円の減、負担金の増に伴い、医業外収益を4,116万8,000円追加するほか、補助金の増に伴い、附帯事業収益を9万1,000円追加し、収益的支出において、給与費及び経費の減に伴い、医業費用を4,389万円減額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億5,262万8,000円に対し、総費用6億8,518万2,000円となり、3,255万4,000円の純損失となる見込みです。

次に、資本的収入及び支出においては、負担金等の増に伴い、収入を878万1,000円追加し、建設改良費の減に伴い、支出を1,529万8,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、収入878万1,000円に対し、支出が4,354万4,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額3,476万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（吉嶺周作） それでは審査をお願いいたします。

○13番（立石幸徳） まず、支出のほうで、固定資産購入費が1,500万ぐらいですか、減になっている。これは何か資産購入に当たって、何か事情の変化か何かあったんですかね。

○市立病院事務長（神山芳文） 有形固定資産購入費の減につきましては、器械備品購入費の不用額分の減ということで、当初、30年度に内視鏡の購入を予定しておりましたけれども、その部分がまだ使用可能ということで購入に至らなかった部分が大きな要因となっております。

○13番（立石幸徳） まだ使用可能って、使えないって思ったから予算を出して買おうとしたわけなんでしょう。そうじゃないんですかね。よく見たらまだ使えるちなったんですか。その辺のちょっと説明をしないと、一旦予算を出したものをまだ使用可能っち言われても、ないごて買うようにしたっか聞かんといかんですよ。

○市立病院事務長（神山芳文） 内視鏡につきましては、当初耐用年数等も来ておりましたので、購入予定で考えておりましたけれども、先ほども申し上げましたように、使用可能といえますか、30年度中の購入は必要なかったということで、当初予算を見ていただければわかると思いますけれども、31年度に一応購入予定ということで、1年ずらしたような次第であります。

○13番（立石幸徳） 医療器械ですから、我々は全然よくわからない素人なんですけど。何かできれば、しっかりしたものが買えるならですよ、早く買って間違いのないような診察というか、そういうのをしてもらったほうがいいような気がするけど。何かまだ使用できるから、もうちょっとずらしてして、そしてまた来年買いましょうちゅうか、何かあと5年後ぐらいならっていうならまだわかるけど。ことし買うのをやめて来年買いましょうちゅうのはどうもちょっとよくわからないんですかね。どんな機械なんですか。その機械の中身ってというのは。

○市立病院事務長（神山芳文） 内視鏡につきましては、胃カメラ、大腸カメラの設備であります。

○13番（立石幸徳） そうすつともう来年は買わんといかにと予算を再度出したんですから、来年は買わんといかにと、今度は何とか辛抱ちゅうか耐えられるというふうな整理をしとけばいいんですかね。

○市立病院事務長（神山芳文） そのとおりであります。

○7番（清水和弘） 説明資料の1ページの部分ですけど、1日平均患者数、外来が55人とありますけど、1日平均患者の対応外来患者はどのぐらいなんですとか。どのぐらいまで可能なんですとか。

○市立病院事務長（神山芳文） 患者の状態にもよろうと思いますが、対応人員は患者の症状によりまして、それぞれいろんな検査が必要になった場合は、時間もかかるようになりますし、おのずと患者さんを待たせるような状況にもなるのかなと思います。通常、検査でもなければスムーズな診療ができると思いますけれども、何人ぐらいというのは、今申し上げられない状況であります。その時々患者さんの病状といいますか、それに付随した形での診察になります。

○7番（清水和弘） これまで、1日の患者で最大何人ぐらいを受診したことがあるんですか。

○市立病院事務長（神山芳文） 正確な数字は持っていませんけれども、70人ぐらいとかですよ、多いときは診ているのかなと思います。

○7番（清水和弘） 私が思うにですね、この外来患者、いろいろ症状があると思いますよ。それによって対応できる患者さんも少なくなると思うんだけど、ほかの個人病院なんか見たらですよ、こういうもんじゃないと思うんですよ。

もつとこの外来患者の対応の仕方をですね、もうちょっと工夫するとかいろんなことができると思うんだけど、毎年、大体外来患者数は55人ですよ、55か、50前後だと思っただけ、なぜここに私はいつも毎年ですよ、これ55人程度は出とるのは。

いろんな新しい機器も入れたのに、なぜこんな数字でずっと何年も続いとるのかと不思議でな

らんですけれど、この辺はどういうふうを考えておるんですか。

○市立病院事務長（神山芳文） 市立病院の場合は、内科のみの診療になっております。ほかの市内の病院で総合病院的な病院は、ほかの診療科目もありますので、当然、そのほかの科の内科以外の診療の患者さんもおりますので、外来患者はおのずとそちらの総合病院のほうがふえるのかなと思います。

○8番（禰占通男） この説明文の資料の職員給与費の1,800万円減の内容は何なんですか。

○市立病院事務長（神山芳文） 職員給与費の減につきましては、それだけではないんですけれども、大きな要因としましては職員2名分の減額部分が入っておりますので、大きな額になっております。

○8番（禰占通男） そしたら30年度が終わって31年度になると、ある程度の職員の減になった分ていうのは昇給とか、いろいろまたこれで上がっていくってことですか。

○市立病院事務長（神山芳文） 年1回昇給もありますので、現状の職員がそのまま来年度も移行したとしまして、確実にその賃金アップ分は増になっていくということです。

○9番（沖園強） 1点だけ教えてください。説明資料2ページで、補填財源の部分なんですけど、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が、9月補正の時点で282万3,000円だったんですが、今回、169万になってると、これは先ほど言った内視鏡の購入を控えた部分の影響額になってるんですか。

○市立病院事務長（神山芳文） そのとおりであります。

○13番（立石幸徳） 一般会計のところにも出てるんだが、不採算地区病院の病院負担金、一般会計からこの分が病院会計に来ているんですけども、これは私、ここに約2年前、2017年6月19日の総務省審議会のもので、この不採算地区病院への総務省が審議をした資料を持っているんですが、要するに支援拡大をしていくというのを総務省のほうが検討してるという、2年前はですね。不採算地区にさらなる支援が必要ということですね。その2年前とするとこの支援措置は広がってきてるところなんですか、どうなんですか。

○市立病院事務長（神山芳文） 交付税算定の単価自体が年々上がっている状況ではあります。

○13番（立石幸徳） もうちょっと具体的にどういう形で上がっているのかですね。要するに、不採算地区にある公立病院には、運営経費や医師確保に要する経費が特別交付税で財政措置されているということなんですけど、今、病院事務長が言ったように、交付税措置が年々上がってきてるっていうか、もうちょっとその上がってきている実態を教えてくださいなんですけどね。

○財政課長（佐藤祐司） 今の特別交付税の一床当たりの措置単価を申しますと、平成27年度が84万2,000円、一床当たりですね。30年度につきましては、93万9,000円となっております。

○13番（立石幸徳） そうしますと、措置額自体が上がってきてるんですけど、絶対額としても病院のほうはそういうふえた形で、病院からするとそういう形で負担金をもらってるんですか。

○市立病院事務長（神山芳文） ふえた形でもらっております。

○13番（立石幸徳） ちなみに財政課長がさっき言った27年と30年と比較した場合、詳しい27年なんかの予算書を持ってきかないんで、幾らになってるんですかね。

○市立病院事務長（神山芳文） 不採算地区の病院の繰入額としましては27年度が4,631万円、30年度が7,935万5,000円となっております。

○委員長（吉嶺周作） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の審査は終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、3月20日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

本日審査いたしました議案に関する委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（吉嶺周作） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、委員長報告については、申し合わせのとおり、簡潔な内容にしたいと思しますので、御了承願います。

次の委員会は、来週の月曜日から各会計の平成31年度当初予算の審査に入ります。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分 散会